

大和市告示第12号

大和市が令和7年度及び令和8年度に発注する予定価格が500,000円以下の小規模（簡易）工事、修繕及び製造の請負契約に係る入札に参加する者に必要な資格及びその登録申請の手続を次のとおり定めた。

令和7年1月31日

大和市長 古谷田 力

大和市小規模（簡易）工事入札参加者登録に必要な事項及びその申請の手続

1 大和市小規模（簡易）工事入札に参加することができる者

大和市小規模（簡易）工事入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 大和市内に本店又は主たる事業所を有する者（個人又は事業協同組合等の団体を含む。）
- (2) 工事請負関係等に係る大和市入札参加資格者名簿に登録をしていない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可（以下「許可」という。）を受けていない者（許可を受けている者であって、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていないものを含む。）
- (4) 次項各号に該当しない者

2 大和市小規模（簡易）工事入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、大和市小規模（簡易）工事入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当する者
- (2) 大和市小規模（簡易）工事入札参加者登録申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
その他大和市小規模（簡易）工事入札参加者登録申請書提出要領（以下「要領」という。）に基づく提出書類に不備がある者
- (3) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許可、認可、登録等を必要とする場合において、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- (4) 次項第3号に掲げる登録申請書提出期間のうち、毎月10日までに受け付けたものにあつては翌月1日（以下「認定日」という。）を基準日として、登録を希望する本店又は主たる事業所において、同種の営業を引き続き営んでいる期間が1年に満たない者（同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情にあると認められる者を除く。）
- (5) 法人税（個人にあつては、所得税）、事業税若しくは消費税若しくは地方消費税又は大和

市における市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税若しくは国民健康保険税（個人に限る。）のいずれかを滞納している者（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）にあつては、組合の定款に競争入札に参加しようとする業種に係る共同受注ができる旨の定めがない者及び組合員に前号に該当する者が含まれている者

(7) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等、同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

3 大和市小規模（簡易）工事入札に参加する者の登録申請の手続

(1) 登録申請書類の配布期間

令和7年2月20日（木）から令和9年2月10日（水）まで

(2) 配布場所

ア 大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市役所 総務部契約検査課（本庁舎3階）

イ 大和市ホームページ

(3) 登録申請書提出期間

令和7年3月3日（月）から令和9年2月10日（水）まで

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 提出場所

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市役所 総務部契約検査課（本庁舎3階）

(6) 提出書類

要領のとおり。

4 資格登録の有効期間

大和市小規模（簡易）工事入札に参加する者の資格登録の有効期間は、認定日から令和9年3月31日までとする。